

目 次

I T 関係

・ N T T ドコモの接続料及び小売料金	1
・ 支配的事業者規制の強化	2
・ 政府調達における実績主義、規制制限の廃止	3
・ 情報システムに関する政府調達制度の改善	4
・ 民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善	5
・ 無線による自動認識システムの普及促進に向けた 無線局免許不要範囲の拡大	7
・ 5 G H z 帯無線 L A N 利用の拡大	8
・ 指定電気通信設備以外の接続に関する協定届出の廃止	9
・ 外国政府・外国企業との協定等の認可の廃止	10
・ 自由かつ公正な競争の促進の行政への義務付け	11
・ 事業変更許可等ならびに役務区分の廃止	12
・ 事業の一部分割における電気通信事業法上の地位の継承	13
・ 料金・契約約款規制の撤廃	14
・ 外国政府等との協定等の認可の廃止	15
・ NCTE(Network Channel Terminating Equipment)の機能的仕様に関する 情報開示規制の撤廃	16
・ 電力線搬送通信の高度化のための環境整備	17
・ 無線 L A N サービスのアクセスポイント等における停電対策義務の 不要化	18
・ 実験局の免許要件の緩和	19
・ 超広帯域無線方式(UWB:Ultra Wideband)の利用のための制度整備	20
・ 携帯電話端末の開放	21
・ 端末機器・特定無線設備の基準認証制度への自己適合宣言方式の 早期導入	22
・ 端末機器・特定無線設備の技術基準適合認定・証明のための審査の 改善	23
・ 審議会(電波監理審議会)の中立性等の確保	24
・ 電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組の確立	25
・ N T T 法の廃止等	26
・ 支配的事業者の指定及び市場の定義の作業主体の分離等	27
・ 電気通信事業法における共同支配の概念の考慮	28
・ 全ての指定業者に反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた 体系的に適用等	29
・ 第一種事業者に対しての卸し及び小売料金告知要件の廃止	30

・ 第一種（設備供給事業者）と第二種（再販事業者）のライセンス区分の 廃止	31
・ ユニバーサルサービスの電気通信事業法での取扱等	32
・ 周波数割当	33
・ インマルサット船舶地球局の免許人指定の見直し	34
・ 接続点ごとの携帯接続料とその根拠の公表	35
・ 5GHz帯加入者系無線アクセス通信における無線中継の容認	36
・ 無線局免許申請等における添付書類の簡素化のうち 「無線局の免許申請」	37
・ 無線局免許申請等における申請書類の簡素化のうち 「高周波利用設備の設置許可申請」	38
・ 無線局免許申請等における申請書類の簡素化のうち 「有線電気通信法における設置届の様式の記載事項の簡素化」	39
・ 開発段階にある特定小電力無線局の展示会等での使用に際しての 技術基準適合証明の不要化	40
・ ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の決定	41
・ 無線局免許申請等手数料の納付方法の見直し	42
・ 電波利用料の納付方法の見直し	43
・ 電気通信事業法等の逐条解説の公開【新規】	44
・ 受託放送事業の料金規制等の撤廃、ならびに委託放送事業者に対する 受託放送事業者の指定等の撤廃	45
・ 審議会の中立性について	46
・ 通信と放送の融合に対応した制度整備	47
・ 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用	48
・ マスメディア集中排除原則の緩和	49
・ 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の 早期実現等	50
・ 固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化	52
・ 住民税届出窓口の全国一本化及び関係書類の電子データ化	53
競争政策関係	
・ WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	54
基準認証関係	
・ 投資法人と防火管理者等	55
・ 外国の適合評価機関の指定を認めている全ての法律に関して包括的な 情報の提供	56

分野	IT関係	意見・要望提出者	カナダ												
項目	NTTドコモの接続料及び小売料金														
意見・要望等の内容	NTTドコモの通信網への接続料金が合理的かつ競争的水準にあるかどうかを決定する手段を確立し、小売料金設定における差別を排除する必要があります。														
関係法令	電気通信事業法第31条、第38条の3	共管	なし												
制度の概要	<p>総務大臣は、第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の接続約款における取得すべき金額(いわゆる接続料)が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるときは、接続約款変更命令を出すことができる。</p> <p>また、第一種電気通信事業者は、料金の届出を要し、事業法に定められた要件に該当する場合には料金変更命令を出すことができる。</p>														
計画等における記載の状況	なし														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border:none; text-align:center;">(実施(予定)時期：平成10年11月、平成13年11月)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>			(実施(予定)時期：平成10年11月、平成13年11月)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px dashed black; border-right:1px dashed black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>														
(実施(予定)時期：平成10年11月、平成13年11月)															
(説明)															
<p>NTTドコモの接続料については、平成13年11月の電気通信事業法の改正により、接続約款に定め、それを届出・公表することとし、当該接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものと認める場合には変更命令することができることとした。</p> <p>また、料金については、既に平成10年11月の電気通信事業法の改正により届出制としており、当該料金が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき等、事業法に定められた要件に該当する場合には、料金変更命令を出すことができる。</p>															
担当局課室等名	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課														

分野	IT関係	意見・要望提出者	カナダ
項目	支配的事業者規制の強化		
意見・要望等の内容	市場支配力を有する事業者の専用線及びバックホール回線の料金がコストに基づいたものであるよう規制を強化すべき。		
関係法令	電気通信事業法第31条	共管	なし
制度の概要	総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の特定電気通信役務に関する料金について、特定電気通信役務の種別ごとに基準料金指数を定め、当該第一種電気通信事業者に通知しなければならない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定		
	(実施(予定)時期:平成10年11月)		
(説明)	第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の提供する電話・ISDN・専用サービスについては、当該サービスの料金の上限を総務大臣が毎年設定することにより、当該サービスの値下げを促すプライスカップ規制を導入しているところ。		
担当局課室等名	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本経団連
項目	政府調達における実績主義、規制制限の廃止		
意見・要望等の内容	情報システムの政府調達について、 ・ 仕様書作成、入札業務に関する民間コンサルタントの活用 ・ 単年度予算主義の見直し ・ 現行の総合評価落札方式の見直し等 を行う必要がある。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」 （平7.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。		
計画等における記載の状況	・ 「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部）4.（4）ア）のi）今後増大する情報システム関係業務や進展する技術の活用には効率的・効果的に対処するため、外注化を進める。 ・ 「e-Japan重点計画-2002」4.（4）ア）のh）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年3月策定、同年4月、2003年3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 1. 仕様書の作成等を含む情報システム関係業務については、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（平成12年3月 行政情報システム各省庁連絡会議）を踏まえ、各府省において、計画的・重点的にアウトソーシング（外注）を実施している。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。 2. 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、イ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成14年8月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。			
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本経団連												
項目	情報システムに関する政府調達制度の改善														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争入札参加資格審査において、企業規模等の外形的な要素にかかわらず、技術力のある企業に対して参加資格を付与する。 ・ 情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクル全体のコスト・パフォーマンスを評価対象として採用する。 ・ 総合評価落札方式における除算方式を見直し、加算方式を導入する。 														
関係法令	なし	共管	なし												
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成14.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平成14.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。 														
計画等における記載の状況	<p>「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部）4.（4）ア）のh）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年3月策定、同年4月、2003年3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。</p>														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）民間における契約実績や高度IT技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、ウ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成14年8月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。</p>															
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課														

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本経団連
項目	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業規模などの外形的な要素でなく技術力のある企業に対して競争資格を付与する。 ・ 情報システムの価格評価は、複数年に渡る調達全体に関するライフサイクルのコストベースに基づく一般競争入札を行う。 ・ インセンティブ付契約や成功報酬型契約を導入する。 ・ 「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を実効性のある改善策とするため、定期的にフォローアップとレビューを行うとともに、調達側の体制強化、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入については、早期に実施すべきである。 ・ 調達側の体制を強化するため、CIOを全省庁に設置するとともに、CIOの機能強化のため、外部の専門家を活用する。 		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成14.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。 ・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平成17.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。 		
計画等における記載の状況	<p>「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部） 4.（4）ア）のk）</p> <p>各府省は、2002年度早期に、情報化推進に関する統括責任者の権限、機能等を明確化し府省内への周知徹底を図るとともに、統括責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図る。 4.（4）ア）のh）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年3月策定、同年4月、2003年3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>

(説明)

1. 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア)民間における契約実績や高度IT技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ)当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととしている。これらを含む見直し事項については、各府省において着実に実施されているものと考えているが、その実施状況のフォローアップについても検討してまいりたい。
2. 各府省においてCIOを設置するとともに、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。
3. また、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中。

担当局課室等名

総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	無線による自動認識システムの普及促進に向けた無線局免許不要範囲の拡大			
意見・要望等の内容	<p>1 無線（非接触）による自動認識システムについて、故障修理時等の代替機器の導入時や業務量に応じた機器の入れ替え時の手続きの簡素化</p> <p>2 無線（非接触）による自動認識システムについて、同一構内において複数の無線設備を設置する場合の手続きの簡素化</p> <p>3 無線（非接触）による自動認識システムについて、周波数ホッピング方式の構内無線局に係る出力範囲と同程度までの引き上げ</p>			
関係法令	電波法、無線局免許手続規則、無線設備規則、電波法施行規則、関連告示等	共管	なし	
制度の概要	<p>1 故障修理時等の代替機器については、無線設備の設置場所が同一の総合通信局の管轄区域にある携帯無線通信の基地局及び無線設備の常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にある陸上移動局及び携帯局等の二以上の無線局相互間における同一規格の予備の無線設備の各装置について認めているが、無線設備の常置場所が同一の総合通信局の管轄区域にある構内無線局については認めていないもの。「同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用できる装置（昭和50年郵政省告示620号）」</p> <p>2 同一構内において、二以上の送信設備を含めて単一の無線局として申請することができる場合を無線設備の用途及び周波数が同一であり、機能上一体となつて一の通信系を構成するものと定めている。「構内無線局の申請の単位（昭和61年郵政省告示381号）」</p> <p>3 構内無線局の移動体識別については、周波数ホッピング方式の規定が存在しない。（電波法第4条、無線局設備規則第49条の9）</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p><u>1及び2</u></p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p><u>3</u></p>	措置困難	その他
<p>（実施時期：平成14年12月3日）</p>				
<p>（説明）</p> <p>1 平成14年12月3日、総務省告示第643号「同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用できる装置を定める件の一部を改正する件」において、構内無線局の運用における予備装置の使用を認めた。</p> <p>2 現行制度上、一つの無線局として申請が可能。</p> <p>3 同一周波数帯を使用する無線LAN等との共存可能性を検討する必要があるため、情報通信審議会において平成14年9月30日審議を開始し、平成15年1月27日に答申された。当該答申の結果を踏まえ、必要な技術基準の策定について電波監理審議会に諮問しており、平成15年度第1四半期を目途に制度化を図る予定。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	5 GHz 帯無線 LAN 利用の拡大			
意見・要望等の内容	欧米並に 5.25-5.35GHz についても、無線 LAN との共有を屋内利用に限定して認める。 また、欧米で認められているその他の 5GHz 帯（欧州 5.47-5.725GHz、米国 5.725-5.825GHz）についても無線 LAN の共用（屋内利用）を検討していただきたい。			
関係法令	電波法	共管	なし	
制度の概要	5 GHz 帯無線 LAN 等については、5.15-5.25GHz において屋内利用可能になっているほか、屋外において利用可能な無線アクセスシステムとして平成 14 年 9 月に 4.9-5.0GHz 及び 5.03-5.091GHz を割り当てたところである。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
（説明）				
<p>5.25-5.35GHz について</p> <p>5GHz 帯の無線 LAN（屋内）は、電気通信技術審議会において所要チャンネル数等の審議が行われ、平成 12 年 3 月に制度化されたところである。帯域拡大については、屋内利用であっても無線 LAN に使用する場合には気象レーダー等の既存無線局への影響のおそれがあり、さらに共用可能性等について十分調査する必要がある。昨年日本経済団体からの要望に回答したとおり、「具体的ニーズを踏まえつつ検討する」こととしており、最近の普及動向を踏まえて、気象レーダーの周波数移行を含む技術基準の変更等を検討することとする。</p> <p>5.47-5.725GHz、5.725-5.825GHz について</p> <p>5.47-5.725GHz については、欧州電気通信標準化機構(ETSI)で無線 LAN の標準化が決定され、現在、欧州の一部の国で制度化がなされているが米国は使用を認めていない。本帯域については、無線 LAN などに使用できる移動業務への国際分配がなされていないため、無線 LAN の導入のための移動業務の分配の是非について、2003 年 6 月～7 月に開催される世界無線通信会議（ITU が主催）において審議される予定である。我が国においては、この周波数帯を米国と同じくレーダー等重要な公共業務用の無線局が使用しているが、世界無線通信会議において移動業務への分配が実現できれば、既存利用との調和を図りつつ無線 LAN の導入の可能性について検討を行う。</p> <p>5.725-5.825GHz は、我が国においては、高速道路自動料金収受システムをはじめとする ITS 関連無線局用（DSRC）として使用している唯一の帯域である。ITS 関連無線局については交通の安全や料金の決済にかかる重要な通信を行っており、また今後の使用の拡大も見込まれるため、無線 LAN の使用を屋内に限定したとしても、電波干渉が懸念されることから、現時点で共用を可能とすることは困難であると考えている。</p> <p>なお、5GHz 帯無線 LAN 等については、国際的な仕様の共通化や国際市場を拡大する上で重要であることから、世界無線通信会議のような周波数の国際分配を決める会議へ積極的に寄与していくこととしている。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	指定電気通信設備以外の接続に関する届出の廃止			
意見・要望等の内容	<p>電気通信事業法の改正により、認可制から届出制への緩和されたが、複数の事業者間でメッシュ状に結ばれた協定すべてを届出なければならぬため、依然として、事業者の負担は大きい。特に昨今では、接続形態の複雑化、新規参入事業者の増加等により、接続協定の締結、変更の事務負担が増加しており、ユーザーニーズに対応したサービスの円滑・簡便かつ迅速な提供が妨げられている。</p> <p>接続協定の届出制度が廃止されれば、事業者は、迅速な事業展開が可能となり、市場の活性化、事業者間の競争が促進される。行政事務の負担軽減にもつながる。</p> <p>そもそも、指定電気通信設備以外の電気通信設備の接続は、代替性があることから、接続料、接続の条件などが適切かどうかを事前に判断する理由が乏しく、事業者の経営判断に委ねたとしても、競争上の問題は生じない。仮に事業者間で紛争などが生じたとしても、総務大臣による命令・裁定手続が規定されており、十分対応が可能である。</p>			
関係法令	電気通信事業法第38条の4	共管	なし	
制度の概要	指定電気通信設備を設置しない第一種電気通信事業者、特別第二種電気通信事業者が、他事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、指定電気通信設備以外の設備に係る接続協定については、電気通信事業者間の取引に関するものであり、利用者保護の観点に配慮する必要が小さいと考えられることから、現行制度と同様に事前届出制とする場合の規制コストと裁定等に際し必要な情報収集に係る迅速性とを総合的に勘案しつつ、一層の規制緩和を進めることが可能であるか更に検討が必要と提言されている。</p> <p>2 これを受け、指定設備以外の接続に関する接続協定の届出の廃止を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会													
項目	外国政府・外国企業との協定等の認可の廃止															
意見・要望等の内容	<p>日本の移動体通信事業者と海外の移動体通信事業者との間でローミング契約を締結する、あるいは日本の事業者と海外の事業者との間で新たに接続協定を締結する場合、関係者が合意に達していたとしても、わが国の事業者は認可を受けた後でなければ、契約書等に調印できず、その結果、利用者ニーズに即応した機動的なサービス提供に支障がでる。</p> <p>認可にあたっては、外国語でかかれた協定の細目を翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担となっている。</p> <p>なお、規制改革3ヵ年計画では、携帯電話の国際ローミングに係る海外事業者等との協定等を認可対象外とすることについて必要に応じ検討するとされているが、今後のIMT2000の円滑な発展を考えれば、早急に認可対象外とするとともに、認可制そのものを廃止すべきである。</p>															
関係法令	電気通信事業法40条	共管	なし													
制度の概要	第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人などとの間で電気通信業務に関する協定又は契約等を締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。															
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>携帯電話の国際ローミングの実施に係る海外事業者等との間の協定等の締結に関し、諸外国における次世代携帯電話(IMT-2000)サービスの開始状況等を踏まえつつ、総務大臣の認可の対象外とすることについて検討する。</p>															
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">検討中</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">措置困難</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">具体的</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>措置の検討中 (実施(予定)時期：)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済	措置するか否かを含めて検討中															
措置予定	具体的															
(説明)	<p>次世代携帯電話(IMT-2000)サービスが本格的に提供され、一部事業者において国際ローミングも実施されていることから、諸外国の状況等をみつつ、携帯電話の国際ローミングに関し、認可対象外とすることについて検討しているところ。</p>															
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課、データ通信課															

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	自由かつ公正な競争の促進の行政への義務付け			
意見・要望等の内容	自由かつ公正な競争を促進するための規定を充実させる。			
関係法令	電気通信事業法第1条	共管	なし	
制度の概要	法律の目的に「電気通信事業の公正な競争を促進する」ことを明記している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業者における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、非対称規制や接続ルールといった公正な競争を促進するための枠組みは確保しつつ、事業者のより柔軟な事業展開を促し、活発な競争を促進するため、一種事業に係る許可制の廃止等を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	事業変更許可等ならびに役務区分の廃止			
意見・要望等の内容	事業変更許可等ならびに役務区分を廃止する。			
関係法令	電気通信事業法	共管	なし	
制度の概要	第一種電気通信事業者の業務区域、電気通信設備の概要の変更には、軽微な変更を除き変更の許可が必要。			
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ - - c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化</p> <p>- 1 - (3) - イ - 電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規則の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	実施（予定）時期：			
<p>(説明)</p> <p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業者における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、第一種電気通信事業者の参入・変更に係る許可制の廃止を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	事業の一部分割における電気通信事業法上の地位の継承			
意見・要望等の内容	会社分割により、電気通信事業の一部を譲り受けた会社は、改めて許可申請等を行わなくとも、その地位を承継できるようにする。			
関係法令	電気通信事業法	共管	なし	
制度の概要	第一種電気通信事業者が事業の一部を分割する場合には、当該事業を承継する者は新たに許可等が必要。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、第一種電気通信事業者の参入・変更に係る許可制の廃止等を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	料金・契約約款規制の撤廃			
意見・要望等の内容	料金・契約約款に関する規制を原則撤廃する。			
関係法令	電気通信事業法	共管	なし	
制度の概要	<p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者以外の第一種電気通信事業者は、料金・契約約款についてその実施前に、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の料金については上記の他、一部に上限価格方式が適用されるとともに、契約約款については総務大臣の認可を受けなければならない。</p>			
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ - - b</p> <p>市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	実施（予定）時期：			
<p>（説明）</p> <p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業者における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、料金等の提供条件については、市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・届出等を原則不要とする電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課			

分野	IT関係関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会									
項目	外国政府等との協定等の認可の廃止											
意見・要望等の内容	<p>日本の事業者が外国の政府または事業者と新たに協定を締結する場合、日本の事業者は認可を受けた後でなければ協定等を発効できず、機動的なサービス提供に支障が生じる。</p> <p>また、認可にあたっては、外国語でかかれた協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担となっている。</p>											
関係法令	電気通信事業法40条	共管	なし									
制度の概要	<p>第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人などとの間で電気通信業務に関する協定又は契約等を締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。</p>											
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>携帯電話の国際ローミングの実施に係る海外事業者等との間の協定等の締結に関し、諸外国における次世代携帯電話(IMT-2000)サービスの開始状況等を踏まえつつ、総務大臣の認可の対象外とすることについて検討する。</p>											
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的</p> </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table> <p>措置の検討中 (実施(予定)時期:)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的</p> </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的</p> </div>											
<p>(説明)</p> <p>次世代携帯電話(IMT-2000)サービスが本格的に提供され、一部事業者において国際ローミングも実施されていることから、諸外国の状況等をみつつ、携帯電話の国際ローミングに関し、認可対象外とすることについて検討しているところ。</p>												
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課、データ通信課											

分野	IT関係	要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	NCTE(Network Channel Terminating Equipment)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃			
要望の内容	機能的仕様がISO、ITU、IEEE等で標準化され、かつ既に同一の機能的仕様を持つ端末が市場に存在する場合、NCTEの機能的仕様に関する技術情報の事前開示規則を撤廃する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	第一種電気通信事業者が新たな通信サービスを提供する場合、原則サービス開始の12ヶ月以上前に、回線の終端に接続するNCTEの機能的仕様に関する技術情報を開示しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>1990年の日米合意により、電気通信事業者の新たなサービスとして端末設備製造業者に広く周知する理由等から、端末設備の機能的仕様について、サービス開始前12ヶ月以上(軽微な変更の場合は6ヶ月)の技術開示を必要としているものであるが、既にITU-T勧告等、公式な標準に通信方式、機能的仕様等が掲載されたものは、標準化の段階では端末機器の製造が可能とみなすことができるものとして、サービス開始前までに技術開示を行うことで足ることとして運用している。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課			

分野	IT関係関係	要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	電力線搬送通信の高度化のための環境整備			
要望の内容	電力線搬送通信設備に使用する周波数の拡大によって、当面、宅内系電力線搬送通信を可能とするため、継続的に実証実験が行えるような環境を整備してほしい。			
関係法令	電波法第100条 電波法施行規則第44条	共管	なし	
制度の概要	<p>電波法では、他の通信への妨害を排除する観点から、高周波電流を使用する一定の設備に対して、その設備を設置する際に許可を必要としている。</p> <p>また、電力線搬送通信設備は、使用する高周波電流が電力線から妨害電波という形で放射されることから、他の無線通信への妨害を排除するため、使用周波数を450kHz以下と定めている。</p> <p>また、実験を行う設備についても、他の通信への妨害排除という観点から、使用周波数を450kHz以下としている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: 年 月)	(結論時期: 16年3月)		
(説明)				
電力線搬送通信設備に使用する周波数を拡大することは、他の通信への妨害が危惧されることから、現時点では、認めないこととしている。				
しかし、放射される電波の強さを大幅に小さくする技術開発を行うための実証実験については、他の通信に影響を与えずに行うことが可能な条件について検討を行う。				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課			

分野	IT関係	要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	無線 LAN サービスのアクセスポイント等における停電対策義務の不要化			
要望の内容	電源設備の機器の機能を代替することができる予備機器の設置等の義務に関して適用除外を受けている場合には、第一種電気通信事業者が屋内に無線 LAN のアクセスポイントを設置する際、停電対策を不要とする。			
関係法令	事業用電気通信設備規則第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条	共管	なし	
制度の概要	第一種電気通信事業者が無線 LAN サービスのアクセスポイントを屋内に設置する場合、電力の供給が停止した際に通信が停止することのないよう、自家用発電機の設置等の措置を講じなければならない(いわゆる停電対策義務)。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>事業用電気通信設備規則第 16 条第 2 項では、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用除外としており、屋内における無線 LAN の基地局についても同項の規定を適用できるものと解釈しており、停電発生時に影響を及ぼす範囲として無線 LAN は、伝搬到達距離が比較的短いこともあり、自家用発電機及び蓄電池等を設置することなく運用できるとしている。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課			

分野	IT関係	要望提出者	社団法人 日本経済団体連合会		
項目	実験局の免許要件の緩和				
要望の内容	新しい無線方式の実証実験等のための実験局免許は、将来の商用化の目処、無線規則の整備を条件とすることなく、技術の将来性や波及効果などを勘案して、免許を付与する。				
関係法令	・電波法第4条 ・無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条	共管	なし		
制度の概要	一般的に、実験局を含め、無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。【電波法第4条】 また、実験局については、実験の目的及び内容が電波科学若しくは技術の進歩発展又は科学的知識の普及に貢献する合理的な見込みのあるものであることなど、一定の条件を満たすものでなければならない。【無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条】				
計画等における記載の状況	構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日：構造改革特区推進本部決定) 別表2				
	講じらるる規制改革事項	規制改革に根拠となる法令	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
408	実験局の開設要件の緩和	電波法第4条	実験局の開設の促進方策について、「電波有効利用政策研究会」の報告も踏まえて検討し、2003年度中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成15年度中	総務省
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)		検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：15年度中)	措置困難	その他
(説明)					
<p>総務省では、電波有効利用技術の開発促進に向けた環境整備を図るため、実験局の開設を促進することは重要な課題であることから、現在開催している「電波有効利用政策研究会」においても、実験局の開設の促進方策について、制度的・技術的な観点から検討を進めていたところだが、昨年12月25日に第一次報告書を公表したところ。</p> <p>報告書においては、実験局の開設を促進するため、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限するとともに、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実性も担保した実験局(短期実験局)を設定し、実験用周波数を確保するとともに、実験目的を審査しないことや、実験者やメーカー等の技術的能力を確認できる場合には、落成検査の省略の可能性を含め、技術基準への適合性の適合性確認手続きを一層簡素化すること等により免許手続きの迅速化を図ることが適当である旨提言をいただいたところ。</p> <p>今後は、この提言も踏まえて検討し、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。</p> <p>なお、「無線規則の整備」については、実験局の開設の条件としていないため、事実誤認。</p>					
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課				

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会					
項目	携帯電話端末の開放							
意見・要望等の内容	通信事業者のみならず、端末製造業者による携帯電話端末の一層自由な仕様決定・販売を認める。							
関係法令	なし	共管	なし					
制度の概要	なし							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>電気通信事業法上、携帯電話端末の仕様決定・販売の主体に関する規制は存在しない。</p>								
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、電気通信技術システム課							

分 野	I T 関 係	要 望 提 出 者	社 団 法 人 日 本 経 済 団 体 連 合 会
項 目	端 末 機 器 ・ 特 定 無 線 設 備 の 基 準 認 証 制 度 へ の 自 己 適 合 宣 言 方 式 の 早 期 導 入		
要 望 の 内 容	<p>製造者等が自ら又は第三者試験機関によるテストを行い、そのデータをもとに技術基準への適合を自ら宣言する方式を早期に導入するべきである。</p> <p>総務省が開催する「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」が公表した「検討の基本的方向性」は、企業コストの低減、自己責任の重視と言う観点から問題があり、自己適合宣言方式を導入したとしても、その効用は限定的なものに止まるおそれがある。</p> <p>自己適合宣言方式の導入にあたっては、製品の企画・開発・製造から市場投入までの一連のプロセスにおける品質管理全般に製造者等が責任を負うことが前提となっており、そうした自己責任の重さと、それを自ら市場に向けて宣言することによる責任の明確さが製造者等の内部規律の強化につながるものであることから、自己責任重視の考え方を貫くべきである。</p>		
関 係 法 令	電 気 通 信 事 業 法 第 5 0 条、第 7 1 条 電 波 法 第 3 8 条 の 2、第 3 8 条 の 5	共 管	な し
制 度 の 概 要	端 末 機 器 ・ 特 定 無 線 設 備 が、電 気 通 信 事 業 法 若 し く は 電 波 法 に 定 め る 技 術 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 総 務 大 臣 が 指 定 し た 機 関 か ら 認 定 若 し く は 証 明 を 受 け る こ と が で き る 制 度 で、こ の 制 度 を 活 用 す る こ と に よ り 無 線 局 の 免 許 手 続 の 簡 素 化 等 が 図 ら れ て い る。		
計 画 等 に お け る 記 載 の 状 況	別 添 1 1 (1) 電 話 機 や モ デ ム 等 の 通 信 端 末 機 器 の 技 術 基 準 適 合 認 定 制 度 及 び P H S 等 の 特 定 無 線 設 備 の 技 術 基 準 適 合 証 明 制 度 に つ い て は、諸 外 国 の 制 度 と の 整 合 性 を 図 る 観 点 か ら、回 收 命 令、罰 則 の 強 化 な ど の 事 後 措 置 の 拡 充 強 化 を 前 提 と し た 自 己 適 合 宣 言 制 度 の 導 入 に つ い て、引 き 続 き 対 象 分 野 の 特 性 を 踏 ま え て 検 討 す る。(平 成 1 4 年 検 討 ・ 結 論)		
対 応 状 況 ・ 対 応 方 針	措 置 済 ・ 措 置 予 定 〔 措 置 済 措 置 予 定 (実 施 予 定 時 期 : 公 布 後 9 月 以 内)	検 討 中 〔 措 置 す る か 否 か を 含 め て 検 討 中 具 体 的 措 置 の 検 討 中 (結 論 時 期 : 年 月)	措 置 困 難 其 他
(説 明) 平 成 1 4 年 5 月 か ら 学 識 経 験 者 等 で 構 成 さ れ る 研 究 会 を 開 催 し、自 己 適 合 宣 言 制 度 の 導 入 に 向 け た 具 体 的 な 方 策 に つ い て 検 討 を 行 い、パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト と し て 寄 せ ら れ た 意 見 も 踏 ま え、同 年 1 2 月 1 6 日 に 報 告 書 を 取 り ま と め、公 表 し た と ころ。 研 究 会 に お け る 検 討 結 果 を 踏 ま え、自 己 適 合 宣 言 制 度 の 導 入 に 向 け た 具 体 的 な 法 制 度 の 整 備 に つ い て 検 討 を 行 い、今 通 常 国 会 に 電 気 通 信 事 業 法 及 び 電 波 法 の 改 正 法 案 を 提 出。			
担 当 局 課 室 等 名	総 合 通 信 基 盤 局 電 気 通 信 事 業 部 電 気 通 信 技 術 シ ス テ ム 課、電 波 部 電 波 環 境 課		

分野	IT関係	要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	端末機器・特定無線設備の技術基準適合認定・証明のための審査の改善			
要望の内容	申請が集中しているとの理由から審査開始まで2週間程度待たされる場合があるが、速やかに申請を受理し、審査を開始すべきである。			
関係法令	電気通信事業法第50条、第71条 電波法第38条の2、第38条の5	共管	なし	
制度の概要	端末機器・特定無線設備が、電気通信事業法若しくは電波法に定める技術基準に適合していることを総務大臣が指定した機関から認定若しくは証明を受けることができる制度。この制度を活用することにより無線局の免許手続の簡素化等が図られている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>指定認定(証明)機関に対し、認定(証明)の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく審査を行うよう、今後とも指導していく。</p> <p>なお、端末機器・特定無線設備については、製造業者等の供給者が、製品が技術基準に適合していることを自ら宣言できる自己適合宣言制度の導入に向けた具体的な法制度の整備について検討を進めているところ。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、電波部電波環境課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会					
項目	審議会（電波監理審議会）の中立性等の確保							
意見・要望等の内容	審議会、研究会委員等の中立性等に関して、明確な基準がない。							
関係法令	電波法第99条の3	共管	なし					
制度の概要	電波監理審議会は、電波法第99条の3第3項に基づき、委員は放送事業者や第一種電気通信事業者などの利害関係者を排除する厳格な欠格事由が法定されており、また、その委員の任命に当たっては、同条第1項により任命権者である総務大臣の判断だけではなく、事前に国民の代表である国会の同意を得ることが定められている。							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他					
（説明） 電波法第99条の3に規定済みである。								
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局総務課							

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組の確立		
意見・要望等の内容	ローカル/長距離有線市場及び無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立すべき。		
関係法令	電気通信事業法	共管	なし
制度の概要	市場支配的な電気通信事業者については、次の2類型が設けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 ・第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって、収益ベースの市場シェアが25%を超え、当該シェアの推移その他の事情を勘案して総務大臣が指定したものの 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
異なる特性を有する市場において、画一的な規制を課すことは適当でなく、市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、個々の市場の特性を踏まえて判断し、公正競争を確保する上で必要な規律を課すことが必要である。			
また、長距離通信市場には、多数の加入者を直接収容する場合や、同一の市場において全国的にサービスを展開している事業者が存在しない等設備の代替性が無い状況が存在していないことから、現時点においては当該市場に支配的事業者規制を設けることは不要。			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課		

分野	I T 関係	意見・要望提出者	E U
項目	N T T 法の廃止等		
意見・要望等の内容	電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立であり、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制（競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進）にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しないということを法的文書に明記することが重要である。それゆえ、E U は、電気通信事業法（適宜改定）に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、N T T 法は廃止されなければならない、と考える。		
関係法令	日本電信電話株式会社等に関する法律	共管	なし
制度の概要	日本電信電話株式会社等に関する法律により、役員選解任認可、事業計画認可、定款変更認可、政府株式保有義務、外資規制等の規制が課せられている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
N T T に対する規制については、N T T 株式政府保有義務のあり方やユニバーサルサービスの確保などを含めた、N T T のあり方全般についての検討を踏まえて措置すべき事項と考える。			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU				
項目	支配的事業者の指定及び市場の定義の作業主体の分離等						
意見・要望等の内容	<p>支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべき。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない（移動市場の場合のように）。市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、なканずく長距離及び移動市場において競争調査に従うべき。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべき。支配的事業者の指定および市場の定義の作業は、望むらくは、それぞれ、規制当局たる総務省と、競争当局たる公正取引委員会が行うべきである。</p>						
関係法令	電気通信事業法	共管	なし				
制度の概要	<p>市場支配的な電気通信事業者については、次の2類型が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 ・第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって、収益ベースの市場シェアが25%を超え、当該シェアの推移その他の事情を勘案して総務大臣が指定したものの 						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>（説明）</p> <p>異なる特性を有する市場において、画一的な規制を課すことは適当でなく、市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、個々の市場の特性を踏まえて判断し、公正競争を確保する上で必要な規律を課すことが必要である。</p> <p>また、長距離通信市場には、多数の加入者を直接収容する場合や、同一の市場において全国的にサービスを展開している事業者が存在しない等設備の代替性が無い状況が存在していないことから、現時点においては当該市場に支配的事業者規制を設けることは不要。</p> <p>市場支配的な電気通信事業者の指定については、電気通信事業法において、総務大臣が指定するものとされている。</p> <p>公正取引委員会は、個々の市場の特性を踏まえ、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれのある行為について独占禁止法の規定に基づいて、当該行為の排除等厳正に対処することとしている。</p>							
担当局課室等名	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p>						

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU				
項目	電気通信事業法における共同支配の概念の考慮						
意見・要望等の内容	共同支配の概念も、現在は改正電気通信事業法には含まれてないが、日本の規制枠組みにおいて、考慮されるべきである。						
関係法令	電気通信事業法	共管	なし				
制度の概要	<p>市場支配的な電気通信事業者については、次の2類型が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 ・ 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって、収益ベースの市場シェアが25%を超え、当該シェアの推移その他の事業を勘案して総務大臣が指定したもの 						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期:)</p>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>複数事業者が共同して行う反競争的行為に対しては、業務改善命令及び料金変更命令にて対処可能となっているところである。</p>							
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課						

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	全ての指定業者に反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用等		
意見・要望等の内容	全ての指定事業者に、反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用すべき。ある事業者が反競争的行為に従事しているかどうかの規制当局による証拠基準が日本において適応されるべき。非対称規制の原則と矛盾することなく、非支配的事業者による反競争的行為は、競争当局によって事後的に介入されるべき。		
関係法令	電気通信事業法、独占禁止法	共管	総務省、公正取引委員会
制度の概要	<p>電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者を対象として、(1)接続により得られた情報の目的外利用・提供、(2)特定の電気通信事業者への不当に優先的な又は不当に不利な取扱い、(3)製造・販売業者等への不当な規律・干渉の3つの反競争的行為を予め禁止し、それらに違反する行為が発生した場合には速やかに是正し得る措置(停止・変更命令制度)を整備している。また、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者による反競争的行為については、業務改善命令等の事後的な是正措置を整備している。</p> <p>独占禁止法においては、事業者一般を対象として、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止し、これら行為を排除する措置を整備している。</p>		
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。</p> <p>- 1 - (3) - イ - - a</p> <p>電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>市場支配的な電気通信事業者が行う反競争的行為を禁止するため、平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)において、上記前段の制度を整備済。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月 公正取引委員会・総務省)において、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為等を具体的に明確化している。</p>		
担当課室等名	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p>		

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	第一種事業者に対しての卸し及び小売料金告知要件の廃止		
意見・要望等の内容	市場において重要な力をもたない第一種事業者に対しては卸しおよび小売料金告知要件を廃止すべきである。非対称規制の原則に沿って告知要件は指定第一種事業者のみに課せられるべきである。		
関係法令	電気通信事業法	共管	なし
制度の概要	第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者以外の第一種電気通信事業者の料金は、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。 なお、卸電気通信役務については、上記の規制は課されない。		
計画等における記載の状況	- 1 - (3) - イ - - b 市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明）			
<p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、料金等の提供条件については、市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・届出等を原則不要とする電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>			
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	第一種（設備供給事業者）と第二種（再販事業者）のライセンス区分の廃止		
意見・要望等の内容	第一種（設備供給事業者）と第二種（再販事業者）のライセンス区分の廃止する。		
関係法令	電気通信事業法	共管	なし
制度の概要	<p>電気通信事業は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業とそれ以外の第二種電気通信事業とに区分されている。</p> <p>また、この事業区分を基に、事業許可、事業変更許可等の事前規制が課される体系となっている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規則の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>1 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」の中で、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことが提言されている。</p> <p>2 これを受け、一種・二種の事業区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業に係る参入許可制の廃止（登録／届出へ移行）を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出済。</p>			
担当局課室等名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課		

分野	I T 関係	意見・要望提出者	E U												
項目	ユニバーサルサービスの電気通信事業法での取扱等														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービスの費用は、L R I Cに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益は、費用の計算に十分考慮されるべきである。 ・ユニバーサルサービスの仕組みは、基金を第三国の顧客から得ることをさけるべきである。 ・ユニバーサルサービスに関するすべての規定は、被差別でなければならず、どの事業者が遂行すべきかを予断してはならないので、電気通信事業法にて扱われるべきである。 														
関係法令	電気通信事業法等	共管	なし												
制度の概要	<p>電気通信分野においてユニバーサルサービスに該当する東・西N T Tの電話サービスは、現在、採算地域から不採算地域への内部相互補助により、その提供が確保されている。しかし、今後、地域通信市場における競争が進展すれば、内部補助が困難となると見込まれることから、ユニバーサルサービスの提供を今後も確保するため、他の事業者からも応分のコスト負担を求めるユニバーサルサービス制度を創設したものである。</p> <p>なお、事業者のコスト負担は、適格電気通信事業者のユニバーサルサービスの提供に要する純費用の額（収入費用方式（相殺型）を採用）について各電気通信事業者の収入の割合に応じた負担を求めるものである。</p>														
計画等における記載の状況	<p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。</p>														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>措置の検討中</p> <p>（実施時期：平成14年6月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的														
<p>（説明）</p> <p>交付金の額の算定に用いる原価は、設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定することとなるが、設備管理部門においてL R I C方式を採用し、設備利用部門については、競争対応費用等を除外するなど、コスト負担事業者に対して、不必要な負担をさせないよう配慮している。また、純費用の算定に収入費用方式（相殺型）を採用することによって、不採算地域はもとより採算地域においても費用から収入が差し引かれることとなり、これによりユニバーサルサービスを提供することによる便益は考慮されていると考えられる。</p> <p>ユニバーサルサービス制度は受益者負担制度と位置付けられるものであり、負担金は適格電気通信事業者の電気通信設備からの受益の程度に応じて電気通信事業者が負担するものであり、第三国の顧客から得るものではない。</p> <p>本制度は、東・西N T T自らのコスト負担によりユニバーサルサービスを提供する仕組みから他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う仕組みへ転換するための制度であるが、東・西N T T以外の他の事業者も適格電気通信事業者として交付金の交付を受けることが可能であり差別性はないと考える。また、適格電気通信事業者の指定、交付金の交付、負担金の徴収等、すべて電気通信事業法、施行令、省令に規定されており、具体的な制度の内容は、情報通信審議会で議論していく中で、パブリック・コメントや関係者からのヒアリングを実施し、公正透明な手続きを行って規定しているものである。</p>															
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課														

分野	I T 関係	意見・要望提出者	E U
項目	周波数割当		
意見・要望等の内容	補足的な IMT-2000 帯域（特に 2.5GHz 帯）と 3G 移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割当てを調和させる。		
関係法令	電波法（無線設備規則、周波数割当計画）	共管	なし
制度の概要	欧州は、2500～2690MHz を IMT-2000（3G 移動通信システム）用に使用することを 2002 年 11 月に決定。現在、我が国では、2520～2535MHz 及び 2655～2690MHz を移動衛星業務用、2535～2655MHz を放送衛星業務用及び 2500～2690MHz を移動業務用（IMT-2000 用に限定しない一般的なもの。）に分配しているが、我が国でも IMT-2000 用にこの 2.5GHz 帯を使用できるように要請しているもの。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>IMT-2000 用周波数については、国際電気通信連合 (I T U) の世界無線通信会議 (国際周波数分配を検討する会議) に於いて、従来の 2GHz 帯に加えて、2000 年に 800MHz 帯、1.7GHz 帯、2.5GHz 帯を追加し、各国の事情に応じて各々の周波数帯を使用できることとした。</p> <p>IMT-2000 は国際的に使用されるため、その周波数の国際的調和が重要であることから、欧米諸国と十分な意見交換を行い、また国内における導入希望を調べた上で、2.5GHz 帯についても IMT-2000 への割当てを行うかどうか決定する予定。なお、具体的には、欧州において 2004 年に決定する同帯域の使用方法 (地上系又は衛星系) を踏まえて、決定することとなる。</p>			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課、移動通信課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	個人
項目	接続点ごとの携帯接続料とその根拠の公表		
意見・要望等の内容	携帯電話網の接続においても、例えば基地局までの接続等、それぞれの接続料金を明示し接続料金の根拠を公表すべき。		
関係法令	電気通信事業法第38条、第38条の3、 第38条の4等	共管	
制度の概要	第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者からその電気通信設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、合理的理由がなければ、これに応じなければならない。また、第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結・変更するときは、総務大臣に届け出なければならない。第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、届出、公表を行わなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>電気通信事業法上、第一種電気通信事業者は、その電気通信設備に対し接続すべき旨の請求を受けた場合、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならないと規定されている。このため、接続の請求を受けた場合には合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならないが、これに応じる場合には、第二種指定電気通信設備（相対的に多数の加入者を収容する電気通信設備）を設置する第一種電気通信事業者は、当該接続料等を接続約款に定めて届出・公表し、当該事業者以外の携帯電話事業者については、接続協定を結び、届け出なければならない。</p> <p>携帯電話事業者のうち、第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、接続料の算定根拠の公表が、当該事業者以外の携帯電話事業者については、それに加えて接続料の公表が義務付けられていないが、届出内容をチェックすることにより、必要があると認める場合には、その変更・改善を命ずることで足りるものと考えている。</p>			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課		

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	5GHz帯加入者系無線アクセス通信における無線中継の容認			
要望の内容	5GHz帯の加入者系無線アクセス通信において、陸上移動局を基地局と有線で接続することで、中継用として使用することも可能とする。			
関係法令	電波法施行規則第6条	共管	なし	
制度の概要	5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局は、加入者の端末側に設置され、電気通信事業者の設置した基地局と通信を行う。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)		
(説明)				
5GHz帯の周波数は非常に逼迫した状況にあり、こうした中で、無線を用いた高速インターネット接続等を可能とする新たな需要に応えるものとして、5GHz帯無線アクセスシステムを導入し、限られた周波数を事業者間で共用することにより周波数の有効利用を図ることとしているもの。				
ご要望にあるような中継用の無線局を導入した場合、本来の趣旨である利用者が行うアクセスのための周波数と、中継用の周波数の2波が必要となること等から、周波数の有効利用の上で適当でないと考えているもの。				
担当局課室等名	総合通信基盤局 基幹通信課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	無線局免許申請等における添付書類の簡素化 のうち「①無線局の免許申請」			
要望の内容	工事設計書における「予備電源、附属装置、受信機の特性」項目の削除、無線局事項書で求めている「回線経路図、通信路構成図」の添付の省略。			
関係法令	無線局免許手続規則第4条	共管	なし	
制度の概要	無線局の免許申請にあたっては、無線局の種別等ごとに無線局事項書及び工事設計書に添付する書類が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)				
1 工事設計書における「予備電源、附属装置、受信機の特性」項目の削除について				
・予備電源 非常の場合などにおける停電時においても無線局がその目的を遂行するために支障なく運用されることを審査する必要がある、記載が必要である。				
・附属装置 無線設備の構成又は電波の質等に影響を及ぼすものがあり、審査に必要な項目であることから記載が必要である。なお、再免許では、記載を省略できる。				
・受信機の特性 干渉の有無等を審査するために必要な項目であり、記載が必要である。				
2 無線局事項書で求めている「回線経路図、通信路構成図」の添付の省略				
回線品質が確保されること等を審査するため、図面は必要である。なお、図面の簡略な記載方法等については、今後検討する。				
担当局課室等名	総合通信基盤局 基幹通信課、移動通信課、衛星移動通信課 情報通信政策局 放送技術課、地上放送課、衛星放送課、地域放送課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	無線局免許申請等における申請書類の簡素化 のうち「高周波利用設備の設置許可申請」			
要望の内容	高周波利用設備設置許可申請において提出が義務づけられている添付書類のうち、「線路系統図」及び「装置の系統図」を提出不要として欲しい。			
関係法令	電波法第100条 無線局免許手続規則第26条	共管	なし	
制度の概要	<p>高周波利用設備は、設置しようとするものが、総務大臣の許可を受けなければならない。(電波法第100条第1項)</p> <p>上記申請を行う場合の申請書には、添付書類を添付しなければならない。(無線局免許手続規則第26条第2項、別表第6号第2)</p> <p>添付書類には、添付図面として「線路系統図」、「装置の系統図」、「装置の外観を示す図又は写真」を添付させることとしている。(無線局免許手続規則別表第6号第2)</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：15年3月)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成15年3月、無線局免許手続規則を改正し、高周波利用設備の設置許可申請における「線路系統図」の記載方法の簡略化及び「装置の系統図」の添付の省略化を図ったところ。(総務省令第49号(15.3.24))</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局電波部電波環境課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	無線局免許申請等における申請書類の簡素化 のうち「有線電気通信法における設置届の様式の記載事項の簡素化」			
要望の内容	電気事業の用に供する設備は届出不要とされている中で、電気事業者が自家用電気工作物を所有する顧客等との間に、連絡用電話回線を構成するために施設される設備については、届出により詳細を管理する必要がないことから、有線電気通信設備設置届の事項書における記載事項(「設備の設置場所」のうち「線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置」及び「設備と付近の他の施設の関係」並びに「設備の概要」)を簡略化する。			
関係法令	有線電気通信法施行規則第1条、第4条、第8条の2	共管	なし	
制度の概要	有線電気通信設備を設置しようとするものは、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定により、同法施行規則に定める届出書と書類を、工事開始の2週間前までに総務大臣に届け出なければならないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：15年3月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：年月)	措置困難	その他
(説明)				
<p>電気事業者など十分な技術的知識を有していると認められる者が設置する有線電気通信設備について、当該設置者が単独で設置する場合は届出不要とされ、技術基準適合性の審査が省略されている(有線電気通信法第3条第4項)。</p> <p>一方、当該設備について、他者と共同で設置される場合や、他人の通信の用に供される場合には届出が必要とされているが(同法第3条第2項)、要望にある連絡用電話回線のように、単独設置の場合とネットワーク構成が同等であり、あらためて技術基準適合性について審査する必要がない場合には、届出書の記載事項のうち、要望にあるような技術基準適合性の審査に関する事項を省略化すべく、有線電気通信法施行規則を改正済。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 事業政策課、電気通信技術システム課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	開発段階にある特定小電力無線局の展示会等での使用に際しての技術基準適合証明の不要化			
要望の内容	開発段階にある特定小電力無線局(無線LANなど)を期間と場所を限定した展示会などで使用する場合、技術基準適合証明を受けずとも、電波発射を可能とする。			
関係法令	電波法第4条、38条、38条の2、 電波法施行規則第6条	共管	なし	
制度の概要	<p>電波法第4条では、無線局の開設には総務大臣の免許を必要としているが、微弱な電波を使用するものなど免許を要しない無線局について省令(電波法施行規則第6条)で定めている。</p> <p>この免許を要しない無線局のほとんどは、空中線電力が0.01W以下で省令に定める機能を有することにより、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、第38条の2の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものであるが、その一例として特定小電力無線局(無線LANなど)がある。</p> <p>本要望は、この技術基準適合証明を受けずに、特定小電力無線局が電波を発射し、無線局として運用することを求めるものである。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・ 対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明) 無線局の開設にあたっては、既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないことが必要である。特定小電力無線局については、電波法第38条の2に規定する技術基準適合証明を受けることにより、その運用が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことを担保している。 本要望による無線局の運用については、無線設備が電波法に規定する技術基準に合致しているか否か不明であり、他の無線局の運用等に著しい支障を与える可能性があることから対応が困難なものである。				
担当局課室等名	総合通信基盤局 移動通信課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の決定			
要望の内容	<p>ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明の方法をできる限り早期に決定すべきである。ソフトウェア無線技術・設備の開発・実用化を促進することは産業競争力の強化、新事業の創出にとって重要である。</p> <p>なお、ソフトウェア無線技術（無線機に搭載されているソフトウェアを外部からのダウンロード等によって変更・追加することにより当該無線機が使用する周波数、送信出力等の機能や性能を変更する技術）を利用した無線設備（以下、ソフトウェア無線設備）は、携帯用や車載用としての利用が期待されており、無線局として運用を開始した後に機能や性能を変更することが可能になるものである。</p>			
関係法令	電波法第3章の2、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則	共管	なし	
制度の概要	<p>技術基準適合証明制度は、小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（特定無線設備）については、免許の取得に先立ち電波法に定める技術基準に適合していることの証明を受けることができる制度であり、この制度を活用することにより無線局の免許手続きの簡素化が図られている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難	その他
(説明) ソフトウェア無線技術については、一部の技術が無線設備に部分的に適用される段階には達しているが、未だ研究開発段階にある。米国(FCC)においては、暫定的なソフトウェア無線設備受入のための制度の変更を行っているが、これは、利用開始前に認証を受けたソフトウェアとハードウェアの組み合わせの範囲内での利用を可能としたものである。総務省では、技術動向及び諸外国の動向等を踏まえ、ソフトウェア無線設備に関する証明方法について検討を行っていく予定である。なお、利用者が無線設備の機能を自由に変更するような利用形態を想定した無線局管理のあり方については、ソフトウェア無線技術の開発動向を見極めつつ検討を行っていく必要があると考えている。				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電波環境課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	無線局免許申請等手数料の納付方法の見直し			
要望の内容	免許申請等の手数料については、口座振込みによる納付を認める。			
関係法令	電波法第103条 電波法関係手数料令第10条	共管	なし	
制度の概要	<p>電波法第103条では、法第6条の免許の申請をする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないとされている。</p> <p>また、電波法関係手数料令第10条では、当該申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って収めなければならないとされている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定) 3 横断的措置事項 1 IT関係 工社会・行政の情報化の推進 34 無線局の免許申請等の手続のオンライン化</p> <p>無線局の免許申請手続について、オンラインによる手続を可能とするよう検討を行い、所要の措置を講ずる。</p>			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：15年度内)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)		
(説明)				
<p>現在、総務省において、電子政府の取り組みとして無線局免許申請手続等についてオンライン化に取り組んでいるところ。</p> <p>免許申請等手続がオンライン化された場合、これまでの収入印紙による納付方法では手数料等について納付困難となることから、手数料の電子納付の仕組みとして平成15年度内に運用開始予定の「歳入金電子納付システム」(財務省が構築)を利用する予定である(e-Japan 重点計画-2002(H14.6.18)の中で、政府全体の取組みとして歳入金・国税の納付及び歳出金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、2003年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込を可能とするためのシステム整備、運用を開始することとしている。)。したがって、本件要望内容については、「歳入金電子納付システム」の運用が開始され、無線局免許申請手続等に係る電子申請が実現されることにより可能となるものとする。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 基幹通信課、移動通信課、衛星移動通信課 情報通信政策局 放送技術課、地上放送課、地域放送課、衛星放送課			

分野	IT関係	要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	電波利用料の納付方法の見直し			
要望の内容	無線局の開設年度の翌年以降における電波利用料の納付時期について、免許年月日に係わらず全総合通信局で統一した時期に、当該免許人が保有している全無線局分の電波利用料を一括して振り込むことを可能とする。			
関係法令	電波法第103条の2	共管	なし	
制度の概要	電波利用料の納付については、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に応じた日から起算して30日以内に電波利用料を国に納めることになっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：17年度 初期)	措置困難	その他
(説明)				
<p>電波利用料の前納制度(電波法第103条の2第8項)を利用して、要望のあった内容にできる限り沿った取扱方法が可能となるよう、手続及びシステム構築を含め、検討を進めているところ。</p> <p>ただし、電波利用料徴収業務を行うための電子計算機システム(総合無線局監理システム)の大きな改修を必要とすることが見込まれることから、現在のシステムで対応するのは困難であり、次期システム(H17年度稼働予定)に当該処理機能を盛り込むべき検討を進めている段階である。</p>				
担当局課室等名	総合通信基盤局 電波利用料企画室			

分野	IT関係	要望提出者	日本経団連
項目	電気通信事業法等の逐条解説の公開【新規】		
要望の内容	総務省内で作成されている所管法令の逐条解説が公開されていない場合がある。 総務省内で作成されている所管法令の逐条解説を公開する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	行政機関の長は、開示請求があったときには、不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない（情報公開法第5条）。 総務省では、平成13年10月、「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供を一層積極的に推進している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
<p>総務省においては、「行政機関の保有する情報の公開」と「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされる」ことを目的として、昨年4月に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に則り、総務省が保有する行政文書の開示を行っている。さらに平成13年10月、「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供をより一層積極的に推進している。具体的には、所管行政の概要、所管する法律、政令、省令等の一覧、新規制定又は改正した法令の概要及び全文、統計資料その他の公表資料、白書、年次報告書等をホームページを用いて提供し、内容を拡充していく予定である。</p> <p>(http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/jouhouka6.html)</p> <p>なお、「電気通信事業法審査基準」等については総務省の情報通信行政ホームページ上に掲載している。 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/joho_tsusin.html)</p>			
担当局課室等名	官房企画課	官房政策評価広報課	情報通信政策局総務課 総合通信基盤局総務課

分野	IT関係	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会	
項目	受託放送事業の料金規制等の撤廃、ならびに委託放送事業者に対する受託放送事業者の指定等の撤廃			
意見・要望等の内容	(1) 受託放送役務料金等の届出制を廃止する。 (2) 委託放送事業者に対する受託放送事業者の指定等を撤廃する。			
関係法令	放送法	共管	なし	
制度の概要	(1) 受託放送事業者は、委託放送事業者等の委託によりその放送番組を放送する役務の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に届け出なければならない。 (2) 委託放送業務を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けなければならず、認定は、委託の相手方、委託して行わせる放送に係る周波数などを指定して行うこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
(1)については、現状においても、委託放送事業者が利用する帯域幅など個々の事情を踏まえた自由な料金設定が可能である。 なお、受託放送役務の料金等の提供条件は、 ① 委託放送事業者の放送番組の編集の自由を確保するために役務提供条件を適正にする必要があること、 この役務の提供条件は受託放送事業者と委託放送事業者の契約の内容となる事項であり、その内容を把握することが当該委託放送事業者の認定審査に不可欠であること、 から、事前届出制とすることが必要である。				
(2)については、昨年1月より、東経110度CSデジタル放送以外のCS放送には電気通信役務利用放送法が適用になっており、この制度を活用することにより委託放送事業者に対する受託放送事業者の指定等を受けずにサービスを行うことが可能となっているため、この分野については措置済みである。 また、東経110度CSデジタル放送に関しては、電気通信役務利用放送法の適用の是非について、東経110度CSデジタル放送をめぐる今後の状況を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要と考えている。 なお、BSデジタル放送については、希少性の高い放送用の周波数を利用するものであり、そのなかで確実かつ適正に放送が開始・継続されるようにするためには、認定にあたって、受託放送事業者の免許において指定された周波数のなかから当該委託放送事業者が利用する周波数を指定し専用させることが必要であることから、受託放送事業者の指定等を維持する必要がある。				
担当局課室等名	情報通信政策局 衛星放送課			

分野	IT関係	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会																					
項目	審議会の中立性について																							
意見・要望等の内容	審議会、研究会委員等の中立性を確保する。																							
関係法令	総務省組織令第124条、情報通信審議会令第2条	共管	なし																					
制度の概要	情報通信審議会の委員は、情報通信審議会令(平成12年政令第271号)第2条により、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命。																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		措置済	措置するか否かを含めて検討中				措置予定	具体的措置の検討中				(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
	措置済	措置するか否かを含めて検討中																						
	措置予定	具体的措置の検討中																						
	(実施(予定)時期:)																							
(説明)																								
<p>委員については、広く各界各層から国民の意向を代表するに相応しい人格、識見に優れた方々を選任し、幅広い多様な意見を集約することにより、特定の分野の意見に偏ることのないようにしている。</p> <p>なお、審議については随時パブリックコメントや関係者によるヒアリングを実施するなどして、広く国民の意見を取り入れ、公平な審議に努めているところである。</p>																								
担当局課室等名	情報通信政策局 総務課																							

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本経団連
項目	通信と放送の融合に対応した制度整備		
意見・要望等の内容	伝送設備について、伝送する手段及び情報が何であるかに係らず、同じ制度の下に置く。「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、放送となるものの範囲を明確化する。		
関係法令	電気通信役務利用放送法	共管	
制度の概要	電気通信役務利用放送法 CS放送及び有線テレビジョン放送について、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化し可能としたもの。		
計画等における記載の状況	【e-Japan重点計画 - 2002 1.(4) ア】 通信・放送の融合の進展に応じた制度のあり方について、社会的な役割、技術革新の状況、諸外国の動向等幅広い観点から引き続き検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>1 インターネットの高度化、放送のデジタル化の進展に伴い、これらを組み合わせた、利便性の高い通信・放送融合サービスの実現が期待されるところ。</p> <p>2 総務省としては、CS放送及び有線テレビジョン放送について、電気通信役務を利用して放送を行うことを可能とした電気通信役務利用放送法の制定(平成13年6月29日公布、平成14年1月28日施行)等により、通信・放送の融合の進展に対応している。</p> <p>3 なお、基幹的な放送である地上放送は、報道機関・文化の担い手として、また、非常災害時の情報提供手段として、とりわけ大きな社会的役割を果たしており、その番組等の情報を国民に対して安定的に供給する上で、いわゆるハード・ソフト一致の事業形態が有効と考えられる。</p> <p>4 諸外国においても、このように放送と通信が社会的に異なる役割を果たしていることにかんがみ、それぞれ異なる法体系により規律を行っているところであり、国際的にも、放送と通信を全く同一の規律の下に置いている例は見られないと認識している。</p> <p>5 通信・放送の融合の進展に応じた制度の在り方については、こうした通信・放送の社会的役割の相違、技術革新の状況、諸外国の動向等幅広い視点から引き続き検討していく。</p> <p>6 通信として区分される類型の追加等を内容とする「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」の変更を平成13年12月26日に公表し、放送となるものの範囲をより明確化したところ。</p>			
担当局課室等名	総務省 情報通信政策局 総合政策課 放送政策課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会																					
項目	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用																							
意見・要望等の内容	東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する。																							
関係法令	電気通信役務利用放送法	共管	なし																					
制度の概要	東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送は、受委託放送制度(放送法)が適用されている。																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		措置済	措置するか否かを含めて検討中				措置予定	具体的措置の検討中				(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
	措置済	措置するか否かを含めて検討中																						
	措置予定	具体的措置の検討中																						
	(実施(予定)時期:)																							
<p>(説明)</p> <p>電気通信役務利用放送制度は、基本的に電気通信役務利用放送を行うことを希望する者に対して、電気通信事業者がその放送のための電気通信役務を提供可能な状況にあることが制度適用の前提となっている。こうした状況が東経110度CSデジタル放送に関し実現しているかどうかについては、現時点において議論のあるところであり、電気通信役務利用放送法を適用するかどうかについては、東経110度CSデジタル放送をめぐる今後の状況を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要である。</p> <p>なお、先般、当省の「衛星放送の在り方に関する検討会」(座長:多賀谷一照 千葉大学副学長)の最終取りまとめ(昨年12月)においても、東経110度CS放送への電気通信役務利用放送法の適用について同様に結論づけられたところ。</p>																								
担当局課室等名	情報通信政策局 衛星放送課																							

分野	IT関係	要望提出者	社団法人リース事業協会、日本経済団体連合会、オリックス
項目	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		
要望の内容	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年を目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。</p> <p>自動車取得税の納付手続</p> <p>納付手続の電子化及び電子化に向けた書式の統一化</p> <p>自動車税・軽自動車税納付及び還付手続</p> <p>納付及び還付手続の電子化</p> <p>電子化に向けた納付及び還付手続の合理化</p> <p>納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換</p> <p>書式の統一化等</p>		
関係法令	地方税法	共管	国土交通省、財務省、警察庁
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定） 1（3）エ 22（e）】</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p>		

対応状況・ 対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>		
(実施(予定)時期：平成17年度 (結論時期： 年 月))				
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト(バーチャルエージェント)」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続の電子化に向けた調査検討を精力的に行っているところであり、昨年8月に検討結果の中間的とりまとめとして「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を決定し、公表したところである。 ・ワンストップサービスの中心となるシステムについては、本年度、システム設計を行うこととしており、平成15年度にはシステムの構築、一部地域で実用化に係る試験運用を行う予定としている。 ・今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 ・自動車税、自動車取得税については、平成13年度税制改正により、「自動車税・自動車取得税申告書(報告書)」の全国統一様式を規定し、平成14年4月1日から施行(使用)している。 ・また、軽自動車税の申告書の様式については、地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第号)により、平成16年4月1日施行で統一化を行う予定。 				
担当局課室等名	自治税務局都道府県税課・市町村税課			

分野	IT関係	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化			
要望の内容	固定資産税等の地方税の納付・申告について、様式を全国的に統一した上で電子化をおこなう。			
関係法令	地方税法	共管	なし	
制度の概要	・納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が存在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。			
計画等における記載の状況				
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
(説明)				
申告書、納付書の様式については、法人住民税、法人事業税、固定資産税の償却資産等、納付手続きの簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである。				
また納付・申告の電子化については、e-japan 重点計画等に基づき、行政全体として申請・届出等手続の電子化に向けた取組みが行われており、税務行政の分野における申告、申請、納付等の手続についても、納税者の信頼を得られるセキュリティの確保に配慮しつつ、電子化を図っていく必要があると考えているが、総務省としては、平成13年度から14年度にかけて、主な税目につきインターネットを利用して地方公共団体が電子申告を受け付けるためのモデルシステムを構築し、標準的な仕様を地方公共団体に提示することにより、平成15年度からの個々の地方公共団体におけるシステム導入を促進していく考えである。				
担当局課室等名	自治税務局企画課			

分野	IT関係	要望提出者	関西経済連合会
項目	住民税届出窓口の全国一本化及び関係書類の電子データ化		
要望の内容	現在、特別徴収義務者が給与所得者異動届出書等、各市町村に対して紙ベースで届出を行っているものを、届出窓口を全国一本化し、電子データによる届出を可能にする。また、特別徴収税額納入の際の納入書も電子データ化し納入先を統一する。		
関係法令	地方税法	共管	なし
制度の概要	・個人住民税の特別徴収義務者は、地方税法に基づき、納税義務者である従業員の退職、転勤及び特別徴収税額の納入の際、該各市町村に対しそれぞれ総務省令で定められた届出書、納入書等を提出しなければならない。		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
<p>現在、e-Japan 重点計画等に基づき、行政全体として申請・届出等手続きの電子化に向けた取組みが行われており、税務行政の分野における申告、申請、納付等の手続きについても、納税者の信頼を得られるセキュリティの確保に配慮しつつ、電子化を図っていく必要があると考えているところである。</p> <p>特別徴収義務者が行う個人住民税関係書類の届出・税額の納入の電子化については、前提となる届出書類の様式を省令で統一しているが、さらに電子化に向けた環境整備を進めているところである。なお、電子化を採用するか否かは、課税権を持つ各市町村が判断するものである。</p> <p>住民税関係書類の届出窓口の一本化についても、各市町村が自主的に判断することとなる。</p> <p>納入窓口の統一・集約化については、特別徴収税額のみについてではなく、地方税全体の中で検討する事項であり、各市町村別に納税義務が生じるものであることから、措置はできない。しかしながら、公金収納のためのネットワーク整備が進むことを前提に、当該ネットワークへの市町村の参加により、収納手続の電子化の一環として会社に居ながらにして地方税の納税が可能となるところである。</p>			
担当局課室等名	自治税務局市町村税課		

分野	競争政策	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会	
項目	W T O 政府調達協定の適用対象機関からの N T T グループ各社の除外			
意見・要望等の内容	N T T グループ各社（N T T、N T T 東日本、N T T 西日本、N T T コミュニケーションズ）を、W T O 政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、特殊法人ではない N T T コミュニケーションズについては、早期に適用対象機関から除外すべきである。			
関係法令	W T O 政府調達に関する協定	共管	外務省	
制度の概要	平成 8 年 1 月 1 日に発効した世界貿易機関（W T O）「政府調達に関する協定」は、政府機関等による產品、サービスの調達に、内国民待遇、無差別待遇の原則を適用し、また、政府調達に係る手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書 付表において約束している中央政府機関、地方政府機関（47 都道府県及び 12 政令指定都市）、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。なお、競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、我が国の自主的措置として「政府調達に関するアクション・プログラム」を定め、同協定より一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続をとることとしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：）			
（説明）				
<p>W T O 政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用対象から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国よりの異議申立てがないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。</p> <p>なお、我が国は、平成 11 年 7 月 1 日の N T T 再編に伴い、N T T の承継会社の 1 つである N T T コミュニケーションズ株式会社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従って政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、カナダ、E C から異議申立てが行われた。それ以降、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然 E C が異議を維持している。</p>				
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局国際部国際経済課多国間経済交渉室、電気通信事業部事業政策課			

分野	基準認証	要望提出者	オリックス
項目	投資法人と防火管理者等		
要望の内容	<p>消防法では、管理について権原を有する者（例えば所有者）は、防火管理者を別に定めることができるとしている。しかしながら、消防署の運用において、所有者自身が防火管理者になるように指導される場合がある。不動産投資信託の場合、不動産の所有者は「投資法人」となるが、その場合にも、所有者が防火管理者になることを求められる。</p>		
関係法令	消防法第8条	共管	なし
制度の概要	<p>消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任し所轄消防長に届出た上で、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>（結論時期： 年 月）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>消防法第8条においては、「管理について権原を有する者」が防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることとしている。この「管理について権原を有する者」は実態に着目して判断しており、所有者であるという形式的要件のみをもって判断しているわけではない。また、所有者が防火管理者にならねばならないという規定もない。</p> <p>したがって、現状においても、防火対象物の管理権原が、別の者に委ねられていることが明確であれば、所有者である投資法人が、防火管理者を選任したり、自ら防火管理者になる必要はないものである。</p>			
担当局課室等名	防火安全室		

分野	基準認証	意見・要望提出者	E U
項目	外国の適合評価機関の指定を認めている全ての法律に関して包括的な情報の提供		
意見・要望等の内容	外国の適合性評価機関の指定を認めている全ての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、指定・承認に関する日本の基準と該当する ISO/IEC 基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報の公開の方法が確実に公表される一つの方法は、日本政府が、所轄大臣が外国の適合性評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、適合評価機関の承認に適應される基準、当該基準の ISO/IEC 基準/ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースの作成が望まれる。		
関係法令	・ 電気通信事業法 ・ 電波法	共管	
制度の概要	<p>電気通信機器に係る基準認証制度として、総務大臣又は総務大臣の指定する国内外の者が、特定の電気通信機器について法令に定める技術基準に適合していることを認定（証明）する制度及び総務大臣の認定を受けた国内外の民間事業者が取得した試験データを技術基準の適合認定（証明）に活用する制度がある。</p> <p>なお、電気通信機器等の輸出入の円滑化に資するため、欧州共同体及びシンガポール共和国と相互承認に関する協定を締結し、基準認証に係る適合性評価について相互承認を実施している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 総務省の所管する基準認証制度に係る法令には電気通信事業法及び関係省令、電波法及び関係省令、並びに特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律及び関係省令があり、当該法令の英訳版を総務省HPに掲載することで、海外からも参照できるようにしている。 （URL： http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eng/Resources/Legislation/MRA/index.html ） なお、日本の基準と該当する ISO/IEC 基準/ガイドラインとの整合性の度合いを示したデータの作成については、検討中のところである。			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、電波部電波環境課		